

第 21 条(湯悠くらぶファミリー登録制度)を追加。

第 21 条(湯悠くらぶファミリー登録制度)

1.(登録者)

個人正会員・個人平日会員の配偶者及び一親等以内の親族で湯悠くらぶ会員規約を承認の上で所定の申込み手続きをなし、会社が登録者として認められた者で、かつ別に定める登録料を全額納付している個人を湯悠くらぶファミリー登録者(以下「登録者」という)といいます。

登録者は、本規約第 21 条 1 項の手続きを経て、会社が会員とは別に定める利用施設を会員料金で利用することができます。

2.(登録資格有効期間)

登録資格の有効期間は、個人正会員・個人平日会員の会員有効期間に準じます。尚、更新も同様に 1 年間毎となります。但し、その個人正会員・個人平日会員の継続期間内に限ります。

登録者は、有効期限満了日の 40 日前までに会社に対して、会社の指定する届出書を以て更新しない旨申し出ない限り、有効期限は自動的に更新します。但し、個人正会員・個人平日会員の継続期間内に限ります。

3.(登録料)

登録者は、会社に対し会社の定める所定の登録料を支払わなければなりません。

登録者が登録資格を更新する場合は、更新の都度登録料を納付することで、更に 1 年間会員資格の延長ができるものとします。但し、個人正会員・個人平日会員の継続期間内に限ります。

更新の登録料は個人正会員・個人平日会員の預金口座振替によって個人正会員・個人平日会員の年会費と合算して、納付されるものとし、有効期限の最終月の 5 日付で振替えられます。この場合、改めて会社から会員及び登録者に通知いたしません。

一旦納付された登録料(前項の振替登録料を含む)は、いかなる理由があっても返金されません。

登録料は、経済情勢の変動等により変更する場合があります。

4.(登録者証)

登録者には、登録料の納入と引き換えに登録者証が発行されます。

登録者は、チェックインの際、登録者証を施設のフロントに必ず呈示するものとします。呈示のない場合は、その特典を受ける事ができません。

登録者の場合、登録者証は、記載された本人のみが利用でき、これを他人に譲渡もしくは貸与する事はできません。

5.(退会)

登録者は何時でも退会することができます。但し、その場合は登録資格有効期限の 40 日前までに、 に定める届け出をするものとします。また、この場合は登録者証を返還しなければなりません。

登録者が退会する場合は、会社が定める必要事項を書面で会社に届け出なければなりません。

6.(登録者資格の取消)

会社は、登録者またはその個人正会員・個人平日会員に次の事由が生じた場合、登録者資格を取り消すことができます。この場合、登録者は登録者証を会社へ返還しなければなりません。

個人正会員・個人平日会員又は登録者が死亡した場合。

個人正会員・個人平日会員又は登録者が本規約に違反した場合。

個人正会員・個人平日会員又は登録者が施設の利用規格的等に反し、円滑なサービス提供を妨げる行為をなす等、施設の運営を妨げ、会社の名誉・信用を傷つける行為があった場合。

第 21 条 3 項の登録料の支払を 3 ヶ月以上遅滞した場合。

7.(登録者資格の消失)

登録者は、前項の他、次の場合にその資格を失います。この場合、登録者は登録者証を会社へ返還しなければなりません。

個人正会員・個人平日会員又は登録者の資格の有効期間が満了したとき。

個人正会員・個人平日会員又は登録者が退会したとき。

8.(その他)

ファミリー登録者の利用その他については、本規約第 6 条(施設利用の予約申込み)、第 7 条(利用料金の支払及び予約成立)、第 8 条(客室が提供できないときの取扱い)、第 9 条(施設利用時の注意事項)、第 10 条(会員の責任)、第 11 条(建物の滅失及び施設内の家具什器備品の紛失・毀損等)、第 12 条(違守事項)、第 14 条(解散)、第 17 条(RESOL メイト情報サービス)、第 18 条(規約の改正)、第 19 条(年会費、利用料金、各種会員サービスの改正)、第 20 条(管轄裁判所)の会員規約に準じるものとする。